

# あなたの一票、市政に反映

## 市議会議員選挙投票日

# 8月5日

「人民の、人民による、人民のための政治」という言葉があります。

政治は、だれのものでもない、私たち市民自身のものであるということです。そして、政治を私たち自身のものとするパイプとして、選挙という方法がとられています。ですから、選挙は私たちが政治に参加するたいせつな場なのです。

政治に主権者である市民の意思が正しく反映されるか、どうかは私たち一人ひとりが選挙の役割としくみをよく知り、選挙においていかに正しく行動するかにかかっています。

「私たちのことは、私たちの手で」という考えに基づき、私たちの住んでいるまちに起こるいろいろな問題を、私たち市民自身の手で処理していくことが地方自治ですが、地方自治を実際に運営していく直接の担当者は市長であり、議会の議員です。私たちは、この人たちの活動を通して、私たちの住むまちを豊かで、住みよいものにしていくことができるのです。

そして、その政治の担当者を選出するのが選挙ですから、選挙はその結果が私たちの生活に反映する極めて重要な意味をもっています。

私たちは、日常生活やグループ活動の中で政治を見つめ、学習し、政治を私たち自身のものであるとともに、政治と選挙の結びつきをよく考え、選挙を通じ主権者たる私たちの意思を正しく政治に反映させることにより、地方自治のいちだんの進展を図らなければなりません。

りっぱな政治は、りっぱな代表者なしには実現できないわけですから、りっぱな代表者が選ばれるために

は、選挙のしくみが公平なものであり、明るい、きれいな選挙が行われなければなりませんし、私たちが主権者意識の自覚と向上により公正で、明るい選挙を私たちの手でやっていく

態度が民主政治の基礎をより強いものにするのです。

政治がよくなるのも、悪くなるのも選挙のときの投票によって決まるといっても過言ではありません。その意味で、民主政治が正しく行われるために、いちばんたいせつなことは明るい選挙が行われることです。

今回の市議会議員の選挙は、私たちの住む郷土勝山の将来に大きな意義をもつ、たいへん身近な選挙です。明るく、正しい選挙こそ民主政治の基盤であり、私たちの一票一票が直接政治を左右し、日常生活につながりますので有権者一人ひとりが明るい選挙を執行し、自分の意思で悔いのない投票をしましょう。

棄権は政治の権利を放棄してしまうことになり、市民の義務を怠ることになります。投票日には、こぞって投票所へお出かけください。

### 悔いのない明るい選挙を

勝山市選挙管理委員長

天立 満

選挙が行われるたびに「明るい選挙」と盛んに叫ばれています。ところがいつの間にかその効果が現れていないのが実情です。選挙で最もたいせつなことは、候補者がどんな人柄と経歴をもち、どんな政策をもっているか、有権者はよく知り、それによって候補者を選ばなければならないことです。

どうしても、この候補者を当選させなければならないという支援者の熱意はいいことだと思えますが、熱意のあまり善良な有権者を金力や供応

で、右にあるいは左に統一させようとするところに違反が起きてくるのです。こういった違反がなくなるよう県下七市の中で、勝山市が初めて、今回の市議会議員選挙から選挙公報を発行することにになりました。この選挙公報をよく読んで自らの判断に基づいて各自の一票を市政に反映し、明るく住みよいまちにするため悔いのない投票をしましょう。

「明るい選挙」ができた誇りのもてる投票を期待いたします。

### 入場券は郵便でお届けします

投票所入場券は、投票日の五日前までに有権者の皆さんにお届けします。

もし、入場券が届かないときは、市選挙管理委員会事務局へご連絡ください。

入場券は、投票日まで確定な場所に保管しておき、投票当日入場券に記入してある氏名を間違わないようにして、投票所の受付へお出しください。

万一、入場券をなくしたときは、入場券がないからといって棄権するようなことをしないで投票所の受付で、その旨申し出ていただくことと投票することができます。

### 選挙のできる人

○昭和三十四年八月六日以前に生まれた人で、今年の四月二十四日以前に勝山市に転入、住民登録をし、引き続き居住している人。

### 選挙のできない人

○投票日までに市外へ転出をし

投票日には、これまでどおり投票開始の午前七時に一分間、

市内で住所を変更された場合は、七月二日から八月五日までの間に、市内で住所を変更された人は、今回の選挙の投票は元の住所地の投票所で投票してください。

投票時間は午前七時から午後六時まで

今回の選挙の投票時間は、午前七時から午後六時までです。ただし、次の投票所は、閉鎖時刻を一時間繰上げ、午後五時に閉鎖されますからご注意ください。

第六投票所（芳野原分校）  
第十四投票所（小原分校）  
第十六投票所（杉山分校）

投票日にサイレンを鳴らしません。



午後五時に一分間、二回吹鳴します。

二回めのサイレン（午後五時吹鳴）が、聞こえたら、あと一時間で投票所が閉鎖されますので投票を終っていない人は、一時間以内に必ず投票を済ませてください。

### 選挙公報を 読みましよう

今回の市議会議員選挙から選挙公報を発行することになりました。この選挙公報には候補者の政見や経歴が掲載されています。

区長、町内会長さんを通じて配布しますが、これは候補者を選ぶひとつのめやすとなりますのでよく読みましよう。

### 不在者投票

投票日に、仕事などの「やむを得ない事情」で投票所に行けない人のために不在者投票制度が設けられています。

#### 不在者投票のできる期間と時間

不在者投票のできる期間は、七月二十六日選挙告示の日から投票日の前日八月四日の間です。

#### 不在者投票のできる人

①投票日の当日、自分の投票区以外の区域で、仕事に従事しなければならぬ場合(たとえば、出張など)  
②やむを得ない理由(たとえば、新婚旅行など)や事故(たとえば、

## 郵便による不在者投票ができません

在宅などの重度身体障害者のかた

前記に該当する選挙人で勝山市の選挙人名簿に登録されている人は、勝山市選挙管理委員長に申し、申請書(用紙は市選挙管理委員会事務局にあります)に署名をして、身体障害者手帳等を添えて申請してください。

市選挙管理委員会は、申請書に基づき審査し、交付決定の場合には郵便で証明書を交付します。この証明書は、交付の日から四年間有効です。これを大切に保管してください。しかし、この証明書の交付を受けた人が転出などにより、他の市町村の選挙人名簿に登録されたり、または選挙権がなくなった場合には、直ちに郵便投票証明書を市選挙管理委員会に返してください。

#### 郵便による不在者投票の方法について

### 郵便による不在者投票のできる人

- 身体障害者手帳の交付を受けている選挙人で次に該当する人
- ①両下肢、体幹の機能の障害(一級または二級)
- ②心臓・じん臓または呼吸器の機能の障害(一級または二級)
- ③特別項症から第二項症まで

#### 郵便による在宅投票の請求手続きは

投票日前四日(午後五時)までに市選挙管理委員長に対して証明書を提示し、本人が署名の請求書(用紙は市選挙管理委員会事務局にあります)により、投票用紙および投票用封筒を請求してください。

### 郵便投票証明書の交付申請の方法について

常時、受け付けていますから

時間は、土曜、日曜を問わず毎日午前八時三十分から午後五時までで、市役所三階市選挙管理委員会事務局で受け付けます。(事務局への道順は、各階の要所所に標示してあります)

は、旅先で病気やけがなど)のため、投票日に他の市町村に滞在している場合  
③病氣、負傷、妊娠、老衰、あるいは身体障害のため投票の日歩行が著しく困難な場合

#### 不在者投票をする人は印鑑を 忘れないでください

不在者投票をする人は、印鑑を持って市選挙管理委員会事務局へおいでください。投票日に投票(行けない理由を宣誓書に記載するだけで不在者投票ができます)。

### 代理投票

代理投票は申し出てください

身体上の故障などのため、自分で投票用紙に候補者の氏名を書くことができない人のために、代理投票が認められています。代理投票をされる人は、投票の当日、投票所の係員にお申し出ください。

二人の投票補助員が決まれば一人が候補者の氏名を代筆し、他の一人がそれに立ち会って代理投票が行われます。

投票の秘密は、固く守られますから安心して申し出てください。

### 点字投票

点字投票も申し出てください

目の不自由な人は、点字によって投票することができます。

遠慮なく係員にお申し出ください。

#### こんな投票は無効です

- 次のような投票は、無効になりますからご注意ください。
- 投票用紙以外の用紙、たとえば、入場券や普通の紙や名刺、到着番号票などに候補者の氏名を書いて投票したもの。
- 二人以上の候補者の氏名を書いたもの。
- 候補者の氏名のほかに、余計なことを書いたもの。
- 候補者の氏名を自書しないもの。たとえばゴム印を使用したもの。

#### 今回の選挙で次のように 投票所が一部変わります

- 第二投票所(成器西幼稚園)が中央保育所に
- 第九投票所(大矢谷公民館)が岩ヶ野公民館に
- 第十二投票所(北谷公民館)が北六呂師道場に
- 第二十投票所(北郷幼稚園)が北郷公民館にそれぞれ変わります。

#### 開票は即日開票で午後七 時三十分から市民会館で

八月五日に行われる市議会議員選挙の開票は、当日午後七時三十分から市民会館大ホールで行われます。参観人は二百五十人の予定と

## あなたの投票所は次のとおりです

投票所名	施設の名称	投票区の区域	投票所名	施設の名称	投票区の区域
第1投票所	市役所	元町1丁目、本町2・3・4丁目	第13投票所	木根橋道場	木根橋
第2投票所	中央保育所	沢町1丁目、本町1丁目、柴町1・2・3・4・5丁目	第14投票所	小原分校	小原
第3投票所	北保育所	沢町2丁目、芳野町1・2丁目、長山町1・2丁目	第15投票所	谷教会	谷
第4投票所	成器西小学校	昭和町1・2・3丁目、旭町1丁目	第16投票所	杉山分校	杉山
第5投票所	成器南幼稚園	片瀬、旭町2・3丁目、元町2・3丁目、立川町1・2丁目	第17投票所	野向公民館	竜谷、竹林、聖丸、深谷、牛ヶ谷、北野津又、横倉
第6投票所	芳野原分校	上芳野、芳野原	第18投票所	荒土公民館	松田、田名部、布市、清水島、北新在家、別所、細野口、北宮地、郷名、中清水、伊波、妙金島、新保、松ヶ崎
第7投票所	猪野瀬公民館	毛屋、猪野、高島、若猪野、猪野口、西高島、平泉寺町岡横江	第19投票所	細野分校	境、戸倉、西ヶ原、新道
第8投票所	平泉寺公民館	平泉寺、笹尾、赤尾、大渡、壁倉、神野、経塚	第20投票所	北郷公民館	西妙金島、檜曾谷、新町、志比原、上森川、下森川、東野、岩屋
第9投票所	岩ヶ野公民館	岩ヶ野、大矢谷、小矢谷、上野、池ヶ原	第21投票所	伊知地公民館	伊知地、坂東島、上野
第10投票所	村岡公民館	都町1・2・3丁目、滝波、五本寺、黒原、寺尾、浄土寺、滝波町1・2・3・4・5丁目	第22投票所	鹿谷公民館	保田、西光寺、北西保、矢戸口、西遠羽口、本郷、東遠羽口、杉俣、志田、発坂、出村
第11投票所	栢神谷公民館	栢神谷、暮見、野向町薬師神谷	第23投票所	遠羽公民館	下荒井、ほう崎、大袋、新道、北山、蓬生、中島、千代田、比島
第12投票所	北六呂師道場	中尾、北六呂師、河合			

### こんなことあんなこと 法律で禁じられています



### 選挙豆辞典

### 過去の市議会議員選挙結果

市議会議員選挙が大選挙区制になってから、今回の選挙で4回目を迎えます。過去3回の選挙の結果は次のとおりですので参考にしてください。

選挙投票日	42.8.13	46.8.8	50.8.10
選挙人名簿登録者	20,887人	22,147人	22,341人
当日の有権者	20,501人	21,804人	22,067人
投票総数	19,097	20,164	20,562
投票率	93.15%	92.48%	93.18%
有効投票総数	18,970	20,064	20,437
議員定数	26人	26人	26人
立候補者数	29人	28人	30人
当選人最高得票数	1,097	1,145	942
最低	475	459	497,915
選挙運動費用制限額	259,600円	365,000円	682,700円